平成２３年（フ）第２６２号
静岡県沼津市吉田町35―１、住民票上の住所静岡県伊豆の国市長岡169番地の６
破産者　山下　　仁
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１４３号
静岡県沼津市北高島町13番17号　レアールパレスＫ103、破産手続開始決定時の住所静岡県沼津市沼北町２丁目７番４号
破産者　田中　一資
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２７７号
栃木県大田原市薄葉1848番地９、破産手続開始決定時の住所静岡県沼津市新沢田町15番36―506号
破産者　菊地　法子
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３０７号
静岡県熱海市西山町５番８号　旭マンション301号
破産者　竹村　康弘
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第６８０号
京都市中京区西ノ京島ノ内町22番地２　ベアーレ芳樹308号
破産者　大橋　輝子
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０４４号
京都府宇治市広野町西裏43番地　フェイス広野マンション308号
破産者　坂本より子
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０７２号
京都市東山区東大路三条下る２筋目北木之元町522番地　プレサンス京都東山605
破産者　絲苑こと　加藤　剛一
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１６５号
香川県高松市紙町411―２　シャトレルセイント302号室、住民票上の住所徳島県美馬市穴吹町三島字小島2459番地２
破産者　雲本　眞治
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第３４号
長崎県長崎市矢上町28番27号　アマリロＭ101、開始決定時の住所長崎県長崎市東町1875番地１
破産者　山尾　千城
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４８６号
熊本市東区江津３丁目11番19号
破産者　福山　節子
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第９６号
千葉県木更津市高砂３丁目３番11号、住民票上の住所千葉県木更津市中島2142番地
破産者　松本　　薫
１　決定年月日　平成24年11月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第２５２号
長野県北安曇郡小谷村大字北小谷1717番地社会医療法人城西医療財団ケアハウスいわかがみ内、住民票上の住所長野県北安曇郡松川村1553番地
破産者　木村　末美
１　決定年月日　平成24年12月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第１８８号
茨城県稲敷郡阿見町大字小池49番地４
破産者　廣澤　伸二
１　決定年月日　平成24年12月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第８３３号
札幌市白石区菊水元町６条２丁目１番８―205号、開始決定時の住所札幌市白石区菊水上町１条１丁目40番地１　サーム菊水参番館703号
破産者　竹田　好美
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１０号
茨城県小美玉市大谷889番地17
破産者　柳橋　　貫
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４８４号
埼玉県所沢市美原町５丁目2019番地の７　新所沢サニーハイツ303号
破産者　山内圭太郎
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６４６号
相模原市南区南台５丁目16番11号
破産者　萩原　洋一
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１００号
長野県埴科郡坂城町大字南条4640番地　横尾団地Ｄ―１
破産者　渡辺　春美
１　決定年月日　平成24年12月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部